

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和5年9月13日
株式会社あそしあ少額短期保険

令和5年台風第13号に伴う災害により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-936-058

受付時間 : 24時間365日対応 AI電話事故受付

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
福島県	9月8日	いわき市 (いわきし) 南相馬氏 (みなみそうまし)
茨城県		日立市 (ひたちし) 高萩市 (たかはぎし) 北茨城市 (きたいばらきし)
千葉県		茂原市 (もばらし) 鴨川市 (かもがわし) 山武市 (さんむし) 大網白里市 (おおあみしらさとし) 長生郡睦沢町 (ちょうせいぐんむつざわまち) 長生郡長柄町 (ちょうせいぐんながらまち) 長生郡長南町 (ちょうせいぐんちょうなんまち) 夷隅郡大多喜町 (いすみぐんおおたきまち)

以上